



この住宅の 再エネ・省エネ についてご説明します

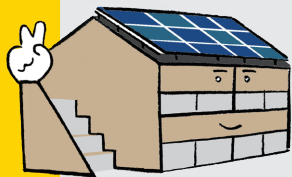
横浜市再エネ・省エネ説明制度



制度の概要

- ・この制度は「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づくものです。
- ・横浜市では、建築主は再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」）を設置するよう努めることとしています。
- ・横浜市中で10㎡を超える住宅の新築・増築を行う際、建築士から建築主に対して、再エネ・省エネに関する下記の「説明される内容」について、書面を交付して説明することが義務付けられています。

※説明を要しない旨の意思を表明した場合、詳細の説明は行われません。



まずは別冊の「よこはま再エネのススメ」と「よこはま健康・省エネ住宅断熱等級6・7のススメ」を読んで、再エネ省エネについてよく知ってみましょう



再エネ | 説明される内容※

- ・設置可能な再エネ利用設備
- ・設置可能な規模

省エネ | 説明される内容※

- 省エネ性能
- ・断熱等級5以上（6・7を推奨）の基準への適否
- ・一次エネルギー消費量等級6の基準への適否
- 気密性能（推奨）
- ・気密性能の確保の方法等

※別途書面を交付して説明が行われます。

説明を希望します		氏名	
☐ 再エネ	☐ 省エネ	_____	

※説明を希望しない場合は以下を記入

建築士の氏名	_____	建築士	_____	登録
_____		第	_____	号

建築物の所在地 横浜市 _____ 区 _____

建築主チェック欄	建築主の氏名
説明を希望しません ☐ 再エネ ☐ 省エネ	_____ 年 _____ 月 _____ 日